

産業建設常任委員会記録

令和4年 第3回定例会	
1 日 時	令和4年9月15日（木） 午前10時00分 開会 午前11時47分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	大 貫 桂 一 委員長 橋 本 修 副委員長 阿 部 秀 実 委員 加 藤 美智子 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	8名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	池澤 美紀子	
	農村整備担当	藤田 敏明	
	林政課長	岸野 孝行	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	高村 秀樹	6名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課長補佐	浅野 賀之	
	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	
	環境課環境政策係長	大出 薫	
都市建設部	都市建設部長	福田 哲也	9名
	都市計画課長	小磯 栄一	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	平井 光広	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	埴 純人	
	維持課長補佐	鈴木 久夫	
	建築課長補佐	橋本 礼子	
	建築指導課建築審査係長	村尾 貴範	
上下水道部長	上下水道部長	木村 正人	6名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	水道課給水担当	北島 礼弘	
	下水道事務所長	橋本 浩一	
合 計			31名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第59号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号))
- 2 議案第60号 令和3年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 議案第61号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)について
- 5 議案第64号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)について
- 6 議案第69号 令和4年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 7 議案第70号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 8 議案第78号 市道路線の廃止について
- 9 議案第79号 市道路線の変更について
- 10 議案第81号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 11 議案第83号 鹿沼市農林業地域生活改善施設条例の廃止について

令和4年第3回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話してください。

また、付託された議案につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は議案11件であります。

それでは、審議を行います。

はじめに、議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を願います。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 おはようございます。

産業振興課長の能島です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、表紙に「一般会計（第4号）」と記載のあるようになります、そちらの9ページをお開きください。

今回の補正予算において計上いたしました予算につきましては、いずれも原油価格や資材高騰の影響を受ける市内の農業者や事業者を支援するため、緊急的に措置するものであります。

まず、上の段の6款 農林水産業費、1項3目 農業振興費の説明欄、1つ目の○、新規就農促進総合支援事業費の1,050万円の増につきましては、新規就農者に対し、高騰する施設整備費用の一部を支援するものであります。

同じ説明欄の次の○、農作物活性化推進事業費の1億605万6,000円の増につきましては、重油のほか、飼料等の価格高騰の影響を受けている農業経営者の営農継続を支援するため、農業収入に応じ、給付金を支給するものであります。

次の段の、7款 商工費、1項2目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の2,000万円の増につきましては、市内の運送事業者に対し、燃料高騰分の一部として、車両1台当たり1万円、上限30万円を限度に支援するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 おはようございます。

環境課長の関口です。よろしくお願いたします。

議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第

4号))のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、8ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費、2項2目 ごみ処理費の説明欄、ごみ収集費 7,332万1,000円の増につきましては、「指定ごみ袋の全戸給付」の実施に必要な経費を計上したものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 今、能島課長から説明がありました9ページ、10ページの農業振興費の高騰による設備費の補助ということで、補正1,050万円と。

これらの、確かに、今、燃料費が上がったりとか、物価高騰で、ということで、本当にこういうことはいいことだと思うのですが、こういう補助が、さらに円安が進んでいて、今後また情勢が変わる可能性もあるのですが、この令和4年度の中では、今後また、何かのときには対応策も考えていくということなののでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。よろしくお願いたします。

阿部委員の質問にお答えいたします。

今、燃料高騰等、資材の高騰もあり、農業者は大変苦しい状況にあると理解しております。

この制度を設計した際には、令和元年度を100として見た場合に、令和4年の3月が131.4%の増ということになっておりましたので、試算をして、県が計上したものに上乗せ補助をするということで、今回の制度を設計させていただきました。

今後の資材の上昇等につきましては、まだ不明なところが多いため、今後の動向を見まして、検討をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 検討するというところで、せっかくね、新規就農で始まった方が、こういう厳しい状況の中で「やっぱり無理かな」というふうにならないように、そこは十分に見ていただければと思います。

さらに、この下でも、同じように補助ということで、1台1万円、上限30万円ということなのですが、今現在、これ実績というか、どんな状況になっているか、詳細を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

運送業の関係でよろしいですか、はい、お答えいたします。

9月14日、昨日現在の状況ですが、29件の申請がありまして、金額でいいますと、415万円の申請が出ているところであります。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

これは、申請期限というのはあるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

緊急措置ということですので、ちょっと短いのですが、9月30日までと、示させていただいております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

農作物活性化推進事業費の中で説明がありました、補助金の農業者緊急支援事業ですね、この金額の、これ収入に応じてということの緊急措置だということをお聞きしました。

もう少し詳しく、大体何件ぐらいなのか、それから、どのようにフォローされるのか、そこももう少し詳しくお聞かせください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

加藤委員の質問にお答えいたします。

鹿沼市農業者緊急支援給付金につきましては、農業収入に応じた支給ということになりますので、税務情報によりまして、対象人数を把握しております。

それで、100万円以上1,000万円、100万円を越える対象人数といたしましては、824名を試算しております。

そのほかに、法人・団体ということで、営農組合、緑化木関係の法人、そういったものを含めまして、65件、そのほか、認定新規就農者につきましては、4月に就農したてでは農業収入がなかったということを考慮いたしまして、対象人数を10人ということで、試算をさせていただいております。

なお、申請期限につきましては、11月の30日ということで、期限を切らせていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、わかりました。

今、本当に大変な時期ですし、支援は本当に必要なと考えますが、続けてですね、

例えば、この 11 月 30 日までということの期限ですけれども、実際、この緊急支援の P R といいますか、その対象者に関するそのアプローチというのはどのようにされていたのでしょうか、それもお聞かせください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

加藤委員の質問にお答えします。

まず P R の方法という、周知の方法ですが、8 月 25 日号の広報かぬまに掲載をさせていただくとともに、ホームページで掲載をして、まず周知を図っております。

その後、認定農業者の方につきましては、個別に郵便での通知の発送をいたしました。

また、J A かみつがさんに協力を要請しまして、J A かみつがの広報紙に全て折り込みをして、申請書とチラシ、こちらを一緒に配っていただいて、周知ということにさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 周知はもう十分だということで、しっかり認識をしました、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありますか。小島委員。

○小島委員 10 ページです。

10 ページで、先ほど阿部委員の審議にちょっと絡んでなのですが、就農者定着支援事業の中で、1,050 万円ですか、この支援するに当たって、その内容なのですが、例えば、何人いて、その支援している、支援者に、その面積とかね、それによって支援の金額も、私は違うのだと思うのですが、そこら辺の内容的なことをお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

小島委員の質問にお答えいたします。

鹿沼市新規就農者定着支援事業費ということで、こちら、施設、特にパイプハウス等、こちらの整備に係する用費のうち、価格高騰分の一部ということで、設計をさせていただいております。

なので、施設の規模に応じてということになりますが、その高騰分を事業費の 6 分の 1 以内、上限を 175 万円ということで、限度額を設けさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 ありがとうございます、わかりました。

それと、やっぱり同じページの、その商工振興推進事業なのですが、先ほどの運送事業のね、その中で、29 件申請があったと、それで、今月いっぱいだと、締め切り

がね。

その中で、私は、今のにちょっと関連しているのですけれども、やっぱり登録している車があるでしょうね、運送業者で、例えば10台とか、20台とかね。

その中でも車種があるわけですよ、普通車とか、大型とかね。

そういう配分的なことも、単に一律に2トン車にも同じ、大型にも同じなのかというのではないと思うのですよね。

だから、そこら辺の、やっぱりその事業主全体の6分の1とか、5分の1とかという、そういう見方なのか、どうなのか、ちょっと内容をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の支援事業につきましては、委員さんがおっしゃったように、車種は事業者が持っている車、様々あります、トラックやバン、あるいは軽自動車、霊柩車なども持っている事業者あるのですが、霊柩車と非牽引車、トレーラーとかで、自走できない車もあるのですが、それ以外で、事業用に使う車両であれば、1台当たり1万円ということで設計をしている制度になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 今、課長の説明でわかったのですけれども、ちょっと追加質問ではないですけれども、例えば、登録はしてある、でも車検はないと、営業してないのね、車検ないから。

また、仕事が出たときに使う意味で、登録はしてあるけれども、車検は受けていないと、そういう車も該当するのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の支援策は、燃料高騰分の一部を支援するということですので、市内で現に活動しているというか、営業している車ということですので、車検証がある車に限らせていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 7ページ、衛生費の2番、ごみ処理費なのですが、ごみ処理収集費、7,332万1,000円という、ちょっと詳細を説明を求めます。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。よろしくお願いします。

ごみ収集費の中の7,321万円の内訳ということですので、まず需用費といたしまして、封筒印刷代、これが4,300世帯分、116万8,700円。

失礼しました、封筒印刷代、4万300世帯で、116万8,700円。

やっぱり同じく封筒印刷代、こちらは8月1日から9月30日までに転入された方に送付する用のまた別な封筒でございます、これが200世帯分、1万6,000円。

引換券印刷、これが20万2,500枚分、50万6,250円。

通知文、これはごみの分別及び有料化に関しまして、ちょっと略した通知文と一緒に入れることで印刷しました。

その印刷代4万500世帯分で、27万5,400円と、送付・案内印刷、これが4万500世帯分で20万2,500円。

封入費、封筒に入れる費用ですね、これが4万500世帯分で、39万2,850円。

それに消費税、25万6,170円で、需用費の合計が281万7,870円となります。

続きまして、郵送料、これが4万500世帯分で、340万2,000円ですね。

続きまして、最後、委託料、委託費の徴収ですね、ごみ袋追加発送、引換券の集約・集計の業務委託、これが635万190円。

それで、無料分支払金、これ単価300円なのですけれども、それが20万2,500枚分、6,075万円。

合わせますと、6,710万1,000円となります。

以上です。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 これは、1軒何枚ぐらい配送されるのか、何リットルのが何枚ぐらいという、わかれば、答弁を求めます。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いいたします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

郵送される券の枚数でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○金子廃棄物対策課長 はい、リットル数には関係なく、5枚ほど、45リットルから10リットルまであるのですけれども、それが何枚か各組になっていまして、その引き換え分ということで、1枚につき1組という形で。

失礼しました、5枚1組で、選択ができるようになっています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、了解です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 59 号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 60 号 令和 3 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を議題といたします。

執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 おはようございます。

企業経営課長の塩澤です。よろしく願いいたします。

議案第 60 号 令和 3 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明いたします。

令和 3 年度決算におきまして、当年度の未処分利益剰余金は、3 億 8,450 万 8,080 円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、7,000 万円を減債積立金に、同じく 7,000 万円を利益積立金に、7,889 万 9,196 円を建設改良費にそれぞれ積み立てるとともに、1 億 6,560 万 8,884 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 60 号 令和 3 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 説明をいただきました。

3 億何がしが、4 つの項目に振り分けて、積み立てということなのですが、減債と利益積み立てが 7,000 万円、7,000 万円、それから建設関係と、これ、それぞれ積み立てた結果、どういう数字になるかを教えてもらえますか。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 各、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に積み立てたお金に関しましては、減債積み立てですから、起債関係とか、そういった返済に不足が生じた場合に充てるとか、建設改良積立金という形であれば、建設改良費のほうに、支出のほうで歳入を上回ってしまったといった場合には、そちらから補填するというふうな措置をとります。

以上で説明を終わります。

(「処分の金額」という者あり)

○塩澤企業経営課長 処分後の金額なのですが、減債積立金が3億8,000万円、利益積立金のほうが4億5,000万円、建設改良積立金のほうが23億636万161円、資本金のほう
が50億2,430万9,992円となります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

今説明をいただきましたけれども、ちょっと私も基本的なところを教えていただきたいのですがね、減債積み立て、利益積み立てと、これは何となくわかります。

この建設改良なのですが、今現在23億円ありますということですね。

それで、この建設改良の、実際、こんなことの積み立て、そのための積み立てなのだ
という、「建設改良」というふうにした意味とといいますか、その使えるものには、もう限
定されて。

ごめんなさい、建設改良の意味をもう1回教えてください、建設改良積立金の「建設
改良」という意味。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 ただいまの加藤委員の質問に対して、ご説明いたします。

建設改良積立金につきましては、水道会計の場合、企業会計の場合ですね、資本的な
収入・支出と収益的な収入・支出、3条予算と4条予算があります。

資本的に関しましては4条予算になるのですが、そちらが建設改良関係の予算になり
ます。

こちらで歳入に対しまして、歳出が上回った場合、工事費とか、そういったもので上
回った場合には、その建設改良積立金等取り崩しまして、そちらに補填するというふう
な形をとります。

以上で説明を終わります。

失礼しました。

建設改良積立金の使い道ですが、管路の老朽化の更新とか、施設の老朽化の更新、あ
とは新たに管路を延ばす費用とか、そういった資産とかを増強するものに対して使うも
のでございます、失礼しました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

はい、下水道も同じようにこの項目がありますので、ありがとうございます、わかり
ました。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 60 号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 61 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 61 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明いたします。

令和 3 年度決算におきまして、当年度の未処分利益剰余金は、5 億 7,108 万 2,557 円となりました。

この当年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、1 億円を利益積立金に、1 億 9,640 万 9,770 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、2 億 7,467 万 2,780 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 61 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 すみません、ちょっと勉強不足で教えていただきたいのですが、資本金という形で積み立てていく分が毎年増えていくわけですけれども、これって、どこまでも増やしていくものなのですか。

そこだけちょっと確認したいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 失礼します。

資本金の関係について、ご説明いたします。

資本金につきましては、資本的収入と資本的な支出がありまして、先ほどちょっと間違った説明しましたように、資本的収入に対して資本的支出が上回ってしまったとき、その場合には補填をしなければいけないと。

それで、ほかの項目から補填はするのですが、そこで、補填をしたものに関しましては、「資本を增強した」というふうな形になりますので、この利益剰余金から補填したものに関しましては、施設とか、そういった設備とか、企業でいえば「企業規模を拡大した」というふうな形になります。

そのために、その金額を資本金として上げるような計上、会計の仕方になりますので、

今後もそういった形で、資金的収入に対して、資金的支出が上回った場合には、こういった形で資本金というものが増えていくような形になっていきます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 何かよくわかったような、わからないような。

後で詳しく、また、おじゃまして聞きたいと思います、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 現在の減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、また資本金の合計を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

処分後の金額でよろしいでしょうか、はい。

処分後の金額になります、減債積立金に関しては、ゼロ円でございます。

利益積立金に関しましては1億5,000万円、建設改良積立金に関しましては2億7,527万5,716円、資本金に関しましては67億709万8,991円、というふうな形になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第61号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)のうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の予算についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、今度は表紙に「一般会計(第5号)」と記載のあるほうです、そちらをご覧くださいと思います。

はじめに、5ページをお開きください。

まず歳入についてご説明いたします。

5ページ、上から2段目の16款 県支出金、2項1目 総務費県補助金の説明欄、一番下の、水源地域整備事業費県補助金 870万7,000円の増につきましては、水源地域振興

拠点施設と接する市道 8220 号線の工事費の増額に対する県補助金の増額分であります。

次に、4 目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業委員会費県補助金 30 万 1,000 円の増につきましては、国の情報収集等業務効率化支援事業を活用しました、農地情報の収集等のためのタブレット端末導入に対する補助金を計上するものであります。

その下の、前日光牧場維持管理費県補助金 26 万円の増につきましては、牧草地の放射性物質吸収抑制対策として、塩化カリウムを散布する費用に対する県補助金の増額分になります。

次に、一番下の段、22 款 市債、1 項 3 目 農林水産業債の説明欄、林業施設整備事業債 620 万円の増につきましては、県管理林道の整備が前倒しで実施されることにより、市の負担分の財源として、増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

少しとびまして、15 ページをお開きください。

上から 3 段目、5 款 労働費、1 項 2 目 労働力確保対策費の説明欄、職業訓練センター事業費 38 万 5,000 円の増につきましては、当該施設の老朽化に伴い破損した防水シーートの修繕に要する費用を計上するものであります。

その次の段、6 款 農林水産業費、1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、農業委員会活動費 36 万 7,000 円の増につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました、農地情報の収集等のためのタブレット端末の導入に係る、機器の購入費用や通信料、ウィルス対策ソフト使用料などを計上するものであります。

次に、2 目 農業総務費の説明欄、公設地方卸売市場事業費特別会計繰出金 160 万 2,000 円の減につきましては、令和 3 年度特別会計の繰越金が確定したことに伴い、当該繰出金を減額するものであります。

次に、3 目 農業振興費の説明欄、1 つ目の○、農業近代化施設管理運営費 1,681 万 4,000 円の増につきましては、老朽化したカントリーエレベーターの制御・品質管理システムの更新に係る経費等を計上するものであります。

次の○、花木センター管理運営費 8,057 万 9,000 円の増につきましては、花木センターと接している市道 0022 号線の污水管について、老朽化による破損が懸念されることから、その調査に係る費用、これと、土地開発基金で令和 2 年に購入しました花木センター用地を一般会計に買い戻す費用を計上するものであります。

次に、5 目 畜産振興費の説明欄、前日光牧場維持管理費 26 万円の増につきましては、放射性物質吸収抑制対策として、塩化カリウムを散布する費用を増額するものであります。

次のページ、17 ページをお開きください。

2 項 1 目 林業振興費の説明欄、1 つ目の○、林業関係施設等維持管理費 40 万円の増につきましては、上久我にあります「かぬま手づくりの里」において、製氷機など機械器具類の更新が必要となったため、増額するものであります。

次の○、森林経営管理事業費 512 万 5,000 円の増につきましては、鹿沼産材を利用した木製品の作製や、森林環境学習に用いる木工キットの購入、南摩小学校北側の市有林の管理に要する費用を増額するものであります。

次の○、森林環境整備促進基金積立金 512 万 5,000 円の減につきましては、森林経営管理事業費の増に伴い、基金積立を減額するものであります。

次に、2目 林道事業費の説明欄、1つ目の○、林道施設整備事業費 623 万 6,000 円の増につきましては、県が管理する林道前日光線のトンネル内照明器具更新の早期実施に伴い、市の負担額を増額するものであります。

次の○、林道維持管理費 1,300 万円の増につきましては、入粟野地内、上五月にある五月簡易給水施設の配水管布設替え工事において、設計が確定したため、工事費を増額するものであります。

次に、その下の段、7款 商工費、1項5目 観光開発費の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 91 万 9,000 円の増につきましては、会計年度任用職員の期末手当不足分を増額するものであります。

次のページ、19 ページをお開きください。

上から3段目、8款 土木費、4項6目 公園管理費の説明欄、1つ目の○、千手山公園管理費 2,759 万 7,000 円の増につきましては、公園の出入り口付近で支障となっている木などの伐採や、老朽化した入り口ゲート及び園内トイレを更新するための費用を計上するものであります。

次に、少しとびまして、25 ページをお開きください。

債務負担行為の補正に関する調書の、2 水源地域振興拠点施設整備事業につきましては、令和5年度に実施を予定している「水源地域振興拠点施設新築工事」について、本年度中に入札事務に着手する必要があることから、期間を令和5年度の1年間、限度額を14億円とする債務負担行為を設定するものであります。

同じ表の、5 まちなか交流プラザ維持管理費につきましては、老朽化した空調設備の更新・借上げのため、期間を令和5年度から令和15年度まで、限度額を9,938万9,000円とする債務負担行為を設定するものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口でございます。

議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、16 ページをお開きください。

2段目、4款 衛生費、2項2目 ごみ処理費の説明欄、ごみ収集費 413 万 3,000 円の増につきましては、「指定ごみ袋の全戸給付」の実施に伴い、不足を生じることとなる「指

定ごみ袋の作成に要する経費」を増額したものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。 よろしくお願いたします。

議案第62号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和4年度補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

15款 国庫支出金、2項4目 土木費国庫補助金、右側説明欄の中段、道路長寿命化対策事業費国庫補助金 1,510万円の増額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

その下、都市公園整備事業費国庫補助金 1,200万円の増額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

その下、空家対策事業費国庫補助金 150万円の増額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

7ページをお開きください。

22款 市債、1項4目 土木債、右側説明欄の、道路長寿命化対策事業債 1360万円の増額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

8款 土木費、2項3目 道路維持費、右側説明欄の、道路維持管理費 3,000万円の増額につきましては、道路修繕75カ所に要する修繕料であります。

また、道路長寿命化対策事業費 3,120万円の増額につきましては、国庫補助金の確定により補正を行うものであります。

補正内容は、上奈良部町地内の市道0003号線外3路線の舗装改修に要する工事費であります。

その下、4目 道路新設改良費、右側説明欄の、道路整備事業費 4,669万4,000円の増額のうち、工事請負費 1,400万円の増額につきましては、上南摩町地内、市道8220号線道路改良工事の費用に不足が生じたことから補正するものであります。

その下、公有財産購入費 1,986万8,000円の増額及び、補償、補填及び賠償金 1,282万6,000円の増額につきましては、上石川地内の市道0004号線外5路線の道路改良工事の用地取得及び、移転補償費における、土地開発基金の買い戻しのための補正するものであります。

その下、5目 橋りょう維持費、右側説明欄の、橋りょう維持管理費 3,500万円の増額につきましては、令和4年5月の異常出水により被災した、現在施工中の「令和元年災

和田橋橋梁災害復旧工事」に関連する栗野川の護岸復旧に要する工事費を補正するものであります。

続いて、19 ページをお開きください。

3 項 1 目 河川維持費、右側説明欄の、河川維持管理費 1,000 万円の増額につきましては、普通河川の護岸補修に要する修繕料を補正するものであります。

4 項 2 目 土地区画整理事業費、右側説明欄の、新鹿沼駅西土地区画整理事業費 1,839 万 4,000 円の増額につきましては、新鹿沼駅西土地区画整理事業における換地調整用地の買収のため補正するものであります。

その下、6 目 公園管理費、右側説明欄の、公園緑地維持管理費 300 万円の増額につきましては、公園施設の補修等に要する修繕料を補正するものであります。

その下、5 項 1 目 住宅管理費、右側説明欄の、市営住宅維持管理費 187 万 7,000 円の増額につきましては、市営住宅 4 戸の修繕料等を補正するものであります。

その下、空家対策事業費 300 万円の増額につきましては、国庫補助金の確定により、空家等解体補助金を補正するものであります。

以上で、議案第 62 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）についてのうち、都市建設部所管のものについて説明を終わります。

○大貫委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第 62 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明いたします。

歳出についてであります。補正予算に関する説明書、15 ページをお開きください。

上から 2 段目、4 款 衛生費、2 項 4 目 地域下水処理施設費の説明欄、流通センター地域下水処理施設維持管理費の 146 万 5,000 円の増につきましては、流通センター地域下水処理施設の電気料を増額するものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 ずっと連続してあったので、細かいところから聞いていきたいと思うのですが、まず農業委員会のタブレットということで、最初、歳入のほうで県補助金 30 万で、次に、歳出のほうで、ウイルスソフト関係ということで、36 万 7,000 円という説明がありました。

これは、どういうタブレットを何台導入して、どんな使い方をしているか、その詳細を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局の橋本です。よろしくお願いたします。

阿部委員の質問にお答えしたいと思いますが、まずタブレットですね、まず導入台数は7台になります。

それで、使い方につきましては、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんが各地域におりまして、その委員さん方に使っていただくと。

現地に持ち出していただいて、農地の状況とか、あるいは、農家さんの考え方なども確認しながら、タブレットで情報を入力していくと。

それで、そのタブレットは、農業委員会のシステムと連動しておりますので、そういった情報のやりとりがスムーズにできるということになりますので、そのような使い方になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

ICT化というか、デジタル化というところの取り組みなのだと思うのですが、これは今回初めて、タブレットの導入なのですか、それとも今までも使っていたものなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局の橋本です。

タブレットの導入は、今回初めてになります。

国が進めている事業でして、全国一律に進められている事業なのですが、それで、現に鹿沼市におきましては、タブレットが入ってくるのはこの後になりますので、10月、11月ぐらいなのかなというふうなところで見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

16ページの説明がありました、農業近代化施設管理運営費、概要のほうで説明、概要がありまして、カンントリーエレベーターPCシステム改修というのですけれども、これ、1,600万程度使うわけなのですけれどもね、このシステムを「改修」となっていますから、もう1回、この内容のことと、改修した後どのような効果があるのか、それをお聞かせください。

まずお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

加藤委員の質問にお答えいたします。

農業近代化施設管理運営費の1,681万4,000円、こちら修繕料になりますが、内訳をまず申し上げます。

カンントリーエレベーターPCシステム更新改修といたしまして、1,110万円。

それで、同じカントリーエレベーターの屋上部分の明り取りの窓、こちらの雨漏りの防水修繕に 25 万 9,000 円。

次に、水稻育苗施設の温水ヒーター入れ替え改修に 297 万円。

同じく、水稻育苗施設培土昇降機器入れ替え修繕、こちらに 247 万 5,000 円となっております。

そのうち、カントリーエレベーターの P C システムの更新改修ということですが、こちら平成 5 年に導入した設備で、老朽化しており、今回、コントロール室のシステムのほかに配線を含めた改修となっているため、1,110 万円という金額を計上させていただきました。

こちらを行う改修の効果ということなのですが、カントリーエレベーターの穀物貯蔵機、こちらには、電子温度計が設置されております。

こちらの電子温度計によりまして、施設内の温度を管理することで、タンクの中にためている製品、こちらが高温になると発芽してしまいます、そういった事故を未然に防ぐということで、きちんと更新をすることで、そういった事故を未然に防ぐ効果がございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 詳しくありがとうございました。

いろいろ、こういう平成 5 年というのは、随分昔のパソコンで、P C システムだとすると、早くきちんとしたものになるというのは大事なかなと思いますので、よろしく願います。

続けて、いいですか。

○大貫委員長 どうぞ。

○加藤委員 はい。

その下の花木センター管理運営費なのですが、全体の金額はわかりましたが、この委託料の分析・調査というところで、245 万円、使われているわけですが、計上されているわけですが、この分析・調査の内容をちょっと詳しく教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の分析・調査に関しましては、令和 2 年に野鳥の森南側のマンホール、こちらの周囲等が陥没したことにより、調査が必要ということで、計上をさせていただいております。

それで、市道 0022 号線、こちらの下水道管につきまして、下水道管に農水、不明水が出ていないかということで、カメラを入れての調査を予定しております。

以上で説明を終わります。

- 大貫委員長 加藤委員。
- 加藤委員 わかりました、ありがとうございます。
- 大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。横尾委員。
- 横尾委員 6ページなのですが、県支出金の中の、1番の水源地域整備事業県補助金という形で、870万7,000円ということなのですが、この市道、先ほどちょっと何号だとは言ったのですが、ちょっと聞き取れなかったのと、大体どこら辺のところの整備なのか、ご説明を求めます。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。上澤整備課長。
- 上澤整備課長 今、路線と施工場所というようなこともあったかと思しますので、まずその部分について、お答えさせていただきます。
- この路線、8220号線になります、上南摩町地内です。
- それで、これにつきましては、歳出のほうでも、ちょっと増額計上、補正を出させていただいております。
- 内容としまして、この道路の改良工事を進めるということであります。
- 道路の路線名と場所について、ご説明させていただきました。
- 大貫委員長 横尾委員。
- 横尾委員 もうちょっと具体的にお願ひできればと思うのですが、これはどういうところなのだから、場所もちょっと。
- 大貫委員長 上澤整備課長。
- 上澤整備課長 整備課長の上澤です。
- 大変失礼いたしました。
- 場所につきましては、上南摩町地内の一般県道上久我栃木線、こちらから入りまして、水源地域の振興拠点施設までをつなぐ路線であります。
- 以上です。
- 大貫委員長 横尾委員。
- 横尾委員 大体何メートルなのか、それと、その県の支出金のほかに、市では持ち出しはどのくらいあるのか、お尋ねします。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。上澤整備課長。
- 上澤整備課長 整備課長の上澤です。
- 路線の延長ですけれども、県道からの延長が全体で260メートルございます。
- これにつきまして、令和元年から整備を進めてきておりまして、今年度の整備延長は140メートルを予定しております。
- それと、持ち出し分ですけれども、62.2%が県の補助金ということで、それを差し引いた金額ということになります。
- 以上で説明を終わります。
- 大貫委員長 横尾委員、よろしいですか。

○横尾委員 了解です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 お願いします。

18 ページの説明欄で、先ほど森林経営管理事業ということで、南摩小学校の北側なんという話を聞いたのですけれども、大体場所は南摩小の北側という、今イメージなのですけれども、いつ頃からその、何か、そういう作業の内容、もうちょっとわかりやすく。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしくお願いします。

場所につきましては、こちらにありましたけれども、南摩小学校の北側になります。

それで、実は、平成27年ですね、ちょうど雪害がありましたときに、こちらもちょうと被害を受けておりまして、一旦、伐木をして、それを林内に集積しているという場所がここでございます。

ただ、こちらが、非常に、やっぱり斜面の厳しいところでありますので、やはりちょっと学校のほうから「危険である」ということで、ご指摘を受けております。

また、手入れがやはりなかなかいなくて、竹の侵入がございまして、こういったものもあわせて、ちょっと切っていかなければならないという状況になりましたので、業務の内容としましては、まず除伐ですね、いわゆる切り捨てという形なのですが、ただ、切り捨てただけだと、これ問題になりますので、以前の残材も含めて、持ち出しをしたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 いつ頃から着工というか、私がイメージするには、もう何か、上南摩小の北側は、何かかなり、こういう強度な、崩れても大丈夫なように、ネットとか、コンクリートができたような気がするのですけれども、追加でやるというのかな。

イメージ的には、そのための伐採というのかな。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

追加というよりは、改めてそのあたりの森林の手入れというふうに考えていただければと思います。

といいますのは、こちら実は、これまで市有林ではあるのですが、その先ほど申し上げました、竹なんかが、竹ですので、伸びてきているところを、学校のほうで、PTAなんかの方も含めて、手入れをいただいているような事実もございまして、全体的にそこをきれいにしていくということで、今回予算のほうを計上させていただいております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、わかりました。

それと、同じページのね、一番下の橋りょう維持管理なのですからけれども、これ和田橋なのだと思うのですけれども、地元、中栗野だと思います。

それで、私もそこは毎日ではないけれども、見ています。

大体完成しているのではないかと思うのですけれども、今回、こういう補正したね、ちょっとわかりづらいので、その橋そのものがもう完成しているみたいですがけれども、その3,500万ですか、例えば、橋桁というか、橋脚かな、橋脚も入れたのか、そのブロックは県でやったのか、そこら辺の県と市の配分というか、そこら辺が1点、わからないのと、いつ開通式というか、そういうのをやるのかなとか、その辺、ちょっとまずはお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いいたします。

ただいまの小島委員の質問にお答えいたします。

まず、被災の原因についてなのですが、令和4年5月の大雨により、工事のための仮設道路、栗野川の中にあつたのですが、それがちょっと異常出水によりまして、河川の水が仮設道路を乗り越えまして、右岸側のもともとあつた既設のブロック積み、それに被災を与えてしまったというのが、災害の原因となっております。

それで、それに関しては、被災の原因が市の和田橋の工事にありますので、その復旧に関しましては、市の災害復旧工事でやるということになっております。

それで、災害復旧工事の内容ですが、橋本体は無事なのですからけれども、その右岸側のブロック積み、約延長が60メートルで、面積的に300平米のブロック積みの復旧を維持課のほうで発注する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 よく橋ができると、よく開通式とか、そういうのをやるのですけれども、今、そういう開通式をやるレベルの橋ではないと言われてしまうとあれなのですけれども、そういう予定はないのかな。

○大貫委員長 平井維持課長。

○平井維持課長 和田橋は車が通れない人道橋でして、今のところ、ちょっと開通式とか、ちょっとそこまでは考えておりません。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 まあ、人道橋といっても、ちゃんと私もあそこは見ているからわかるのだけれども、2メートルぐらいあるのだよね、その幅が。

長さが、わからないけれども、20メートルぐらいあるのかな。

それで、前は真ん中に橋脚があつたのに、今度は、いろいろ、流木か何かかからない

ように、それは今度はないのだけれども、それはそれでいいのだけれども。

そういう中ではね、何を言いたいかという、それだけの工事をやるのには、やっぱり地元自治会長、また地元の人に、「いつ頃完成する」とか、「いつ頃からやるんだよ」という説明も、何かのときに言わなくてはならないのだよね、自治会としてはね。

だから、そこら辺も、業者が「作業始まるよ」って言って、挨拶に来る業者もいるし、まちまちなので、行政としては、ある程度の工事のね、大きい工事といたらいいのかな、アスファルトの穴埋めのちょこちょこはいずれにしても、そういうのは行政からも自治会長には、「いつ頃から始まりますから、よろしく願います」、それで完成もわかっているれば、工期がね、「今年度いっぱい終わります」とか、大まかな、そこらの話は自治会長にするべきだと思うのです。

そういうのが、説明というか、挨拶があつたりなかったり、業者に、私は責めているのではなく、行政のほうで、そういうのがわかれば、行政と自治会は連携していますから、ぜひその辺の連絡というかね、そういうのは、よろしく願いたいと思います。

まだあるのですけれども、休憩しますか、時間あける。

○大貫委員長 いや、どうぞ、続けてどうぞ。

○小島委員 では、すみませんね。

続けて、次のページの、20ページの説明欄かな。

河川維持管理で、これ1,000万ありますよね。

この内容だね、今どういうふうな、できるだけ費用かからないように、かごづめとか、いろいろブロックとかあるのだけれども、そこら辺の内容をちょっと聞かせてください。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしく願います。

ただいまの小島委員の質問にお答えいたします。

修繕の、河川の主な内容なのですが、主に修繕の内容的には、崩れた法面の護岸ですか、それをブロック積みにしたりする復旧工事と、主にあと、たまった堆積土砂の浚渫というか、撤去が主な内容となっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

地元、これ鹿沼市内には、普通河川のそういう河川敷でやっぱりちょっとその台風のときの、19号のときの影響か何か、それはいずれにしても、まだまだ未整備のところがあるのですよね。

我々、期成同盟でも要望していきますから、どこが優先か、やっぱり、執行部というか行政は考えているのですが、できるだけその期成同盟という、地元の要望にもね、早急に応えられるようによろしく願ひし、私は以上です。

よろしく願ひします。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 はい、加藤です。

20 ページの千手山公園管理費なのですけれども、先ほどの説明はいただきました。

ゲート及びトイレの改修工事だということで、ゲートにどのぐらいかかるのか、また、トイレは何カ所、あそこにトイレありますけれども、どういうところを改修するのか、ちょっと内容をお知らせください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。よろしく願いいたします。

加藤委員のご質問にお答えいたします。

千手山公園のこの修繕ですけれども、まず入り口のゲートですね、こちらが現在はアーチ型のものがついておりますが、この看板の部分をつけかえようとしたところ、これを一旦はずしますと、かなり危険になってしまうということで、この時点では、交換したほうがいいたろうということで、これを、今はアーチ型ですが、想定しておりますのは、門柱型、柱の形で表示物を取りつけないかと思っております。

また、トイレのほうは駐車場に隣接していますトイレのほうは、現在、屋根ですかね、屋根と、それから多目的トイレが破損した状態になっておりますので、こちらを全て撤去して、新築するという形になります。

それで、金額ですけれども、入り口の表示物のほうが、およそ 1,000 万円、それからトイレのほうは、およそ 1,700 万円ということで、いずれも解体費用を含んでおります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう 1 点なのですが、この千手山公園管理費の中には、ここに修繕料が 49 万 5,000 円と、それで工事請負が 2,710 万 2,000 円ということになっておりますけれども、これ両方あわせての「千手山公園管理費」というふうに理解していいのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。

修繕のほうは、先ほど説明したもののほかに、現在、坂田山の住宅地と隣接しております千手山公園の入り口付近に生えております杉の木ですが、これがかなり高くなりまして、倒木の危険があるということで、こちらを伐採するための費用が 49 万 5,000 円でございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 そうしますと、この今の杉の木の伐採の修繕料というのは、千手山公園ゲート及びトイレ改修工事の中のものには含まれないという考え方でよろしいのですね。

わかりました、ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

失礼しました。津久井委員。

○津久井委員 18 ページのこの道路長寿命化なのですけれども、今まで橋梁のやつは事業で聞いていたと思うのですけれども、この道路のこの長寿命化というのは、大きく分けてどういう内容で、この長寿命化を図っていく、内訳、ちょっと教えてほしいのですけれども。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いします。

ただいまの津久井委員の質問にお答えいたします。

まず、道路長寿命化事業の目的なのですが、老朽化した道路に対して、将来的な財政負担の軽減及び道路交通安全確保のために、修繕計画に基づいて、舗装の改修工事を実施するのが目的となっております。

それで、修繕計画は5年に一度、道路の損傷具合を調査いたしまして、その傷み具合の度合いによって、優先順位を決めて、現状の路線の維持補修をしていく計画となっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 そうしますと、今まで維持課でいろいろ修繕とかやっていたと思うのですけれども、これから、この長寿命化にかけて、パトロールを強化とか、特に、センターラインとか、いろいろ、いろんな問題が出ていますよね。

そういったことの、今後のそのパトロールの強化を図っていくのかな、ちょっとそのところ、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。

ただいまの質問にお答えいたします。

パトロールは通常、当然、原課の維持課でも行っていますし、都市建設部でも、他課に協力もいただきまして、ほかの課にも2カ月に一度、パトロールは現在やっております。

それで、この長寿命化に対しては、パトロールの強化ということが目的とはなっておりませんで、先ほど申しましたように、舗装、損傷度合いが激しい道路から修繕をいたしまして、なるべく道路の寿命を長くしていくというのが目的となっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 パトロールとは違うという、長寿命化を図ることなのですけれども、市内、ぐるっと回ってもらえばわかると思うのですけれども、かなり道路の損傷という

のが、本当に多いですよ、誰でも感じる事なのだけれども。

やっぱりこの「長寿命化」ってうたい始めているのだから、ぜひそのパトロールとか、道路整備をね、きちんと行っていくようにお願いしますよ、これ。

特に、本当に、橋梁の長寿命化、道路の長寿命化って、こうなっているのですから、新たな道路ということではないのだから、ぜひともここは強化してってもらいたいです。

お願いします、これは要望と、あ、部長のほうで、すみません。

○大貫委員長 福田都市建設部長。

○福田都市建設部長 今津久井委員からご要望いただいたのですけれども、ちょっと道路長寿命化対策事業、これについては、ちょっと全部の市道というイメージではなくて、幹線市道に対して、先ほど維持課長から説明あったように、5年に一度、路面性状調査というものを、調査を入れます。

それで、その道路を長寿命化対策するのに、どんな工法がいいかという、工法まで検討しまして、それで、国庫補助を導入してやっていくという、ちょっと一般的な生活道路まではカバーはできていないのですけれども、幹線道路に対する一つの事業として取り組んでいるということをございまして、今、おっしゃるとおり、ラインが切れているとか、生活道路の路面が悪いとか、そういうのについては、一般的なパトロールとか、市民からの情報提供とかに対して、対応していきたいと思っていますけれども、ちょっとこれとレベルが違う部分もあるということは、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 細かい道路までは、私も言っていないのですよ。

この後も、古峯原宮通りですか、開通しますけれども、あの道路にしても、もうラインも消えてしまっているところもあるのですよ。

やっぱりこれは、道路を守っていくということなのだから、やはりパトロールはね、市民からの細かい道路の苦情ではないのですけれども、そういうのはくると思うのですよ。

でも、今部長が言ったその幹線道路、あのテイセン脇もそうですよ。

もうパトロールしてもらえば、もう一目瞭然なので、とにかく回ってください、現場。

はい、お願いします。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 最後、一つだけ聞きます。

20 ページ、新鹿沼駅西土地区画整理事業ということで、今回 1,839 万 4,000 円ということで、土地購入です、財産購入費となっています。

この詳細を教えてくださいということと、少しずつ動いてはいるようなのですが、この事業全体がなかなか難航しているところもあるようなのですけれども、進捗状況とか、課題とか、教えていただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。よろしくお願いいたします。

ただいまの新鹿沼駅西の土地の購入ということですが、これにつきましては、本事業を進めていくための換地の調整用地ということで、取得を予定しております。

この施工地区内の北東部、北・東部分のところなのですが、こちらにおきまして、まだ着手できていない、協力いただけていない部分があります。

それで、その部分について、権利者側のほうから、土地の形は変えないでほしいというような意見、話が出ております。

これについて、当然、公平性を確保しながらになりますけれども、換地の調整を図って、合意に結びつけていきたいというようなことで、取得を予定しております。

それと、進捗率ですが、これは全体の、事業費ベースの進捗率としまして、令和3年度末現在で95.3%ということになっております。

以上で、質疑に対する説明は終わります。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第62号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

(「委員長、休憩願います」と言う者あり)

○大貫委員長 暫時休憩を5分、11時30分から始めます。

では、5分間、休憩。

(「何分」と言う者あり)

○大貫委員長 11時半から開始します。

(午前11時23分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時30分)

○大貫委員長 次に、議案第64号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

それでは、議案第64号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の3ページをお開きくだ

さい。

歳入について説明いたします。

下の表から説明いたしますが、令和3年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計の繰越金が確定したことから、3款 繰越金、1項1目 繰越金 160万2,000円を増額しまして、上の表になりますが、2款 繰入金、1項1目 一般会計繰入金について、同額の160万2,000円を減額するものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第64号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第69号 令和4年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いたします。

議案第69号 令和4年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費 2,209万円の増につきましては、動力費を増額するものであります。

以上で、議案第69号 令和4年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第69号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 70 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 70 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1 款 下水道事業費用、1 項 営業費用、2 目 処理場管理費 5,335 万 5,000 円の増、及び 3 目 ポンプ場管理費 995 万 9,000 円の増につきましては、動力費を増額するものであります。

以上で、議案第 70 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 70 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 78 号 市道路線の廃止について、及び議案第 79 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を願います。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いいたします。

議案第 78 号及び第 79 号につきましては、「鹿沼インター産業団地造成事業」に伴う、関連議案でございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案第 78 号 市道路線の廃止について、ご説明いたします。

関係資料の 1 枚目の「市道路線の廃止図」をご覧ください。

市道 7264 号線、7373 号線、7795 号線、7796 号線及び 7797 号線の 5 路線全てにおいて、造成事業計画で現況の道路形態がなくなるため、廃止するものです。

次に、議案第 79 号 市道路線の変更について、ご説明いたします。

関係資料の 2 枚目の「市道路線の変更図」をご覧ください。

図面にあります 3 路線全て、造成事業計画で現況の道路形態の一部がなくなるため、起点と終点を変更するものです。

破線で表示してあるものが従前の路線であり、実線で表示してあるものが変更後の路線となっております。

市道 7263 号線は終点を、市道 7056 号線及び市道 7265 号線は起点を変更するものであります。

以上で説明を終わりにいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

まず、議案第 78 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第 79 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 81 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。埴建築指導課長。

○埴建築指導課長 建築指導課長の埴でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 81 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の追加を行うためのものがございます。

まず、「長期優良住宅」というものなのですが、長期にわたりまして、良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅のことでありまして、その計画を所管行政庁に申請し、法で定める基準に適合する場合は、認定を行っております。

改正の内容につきましては、建築行為がない既存住宅に対する長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を新たに追加するものがございます。

なお、手数料の額につきましては、県内の特定行政庁で審査内容が同じでございます。県内統一の価格設定が望ましいとされていることから、栃木県の手数料と同額といたしております。

適用時期につきましては、長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料につきましては、改正法の施行と同日の令和 4 年 10 月 1 日から、その他は公布の日から適用といたします。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 これは、申請をしないと認定されないということですよ。

それで、申請していない場合は、この対象外になるということと、あと、手数料って、具体的にどんな感じになるのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。埴建築指導課長。

○埴建築指導課長 建築指導課、埴でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

基本的に申請者様からの申請があって、うちのほうは受け付けて、審査をして、認定を行うということになりますので、自動的なものではございません。

手数料につきましてなのですが、基本的には一般住宅しか、ほぼ出てこないものになるのですが、今までは新築であるとか、改築であるとか、そういう場合に申請ができたものであるのですが、今回の改正は、法律で、既存に建っているものであっても、このもともとの基準に適合していれば、金利の優遇を受けられたりとか、あとは、アフターで、売買をする際に有利に働くとか、そういうことが行われるようになるという形の改正でございまして、1軒当たり、少々お待ちください。

今回なのですけれども、1戸建て住宅の場合、2万4,000円の料金になります。

以上で回答といたします。

○大貫委員長 阿部委員。

はい、ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第81号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第83号 鹿沼市農林業地域生活改善施設条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

議案第83号 鹿沼市農林業地域生活改善施設条例の廃止について、ご説明いたします。

農林業地域生活改善施設は、昭和48年から平成5年にかけて、市内に22施設が設置され、主に農山村地域の集会場として活用されてまいりました。

これらの施設は、国や県の補助金を受けて建設し、市の施設として、地元自治会などに貸し付けを行ってまいりました。

行政財産でありますので、維持補修は市が行ってまいりましたが、同じ目的で設置されております自治公民館では、地元の自治会がこの管理の役割を担っております。

市では、その自治公民館との公平を保つために、平成 17 年度から平成 20 年度にかけて、法定耐用年数を経過した 22 施設のうち 21 施設を、地元の自治会に譲渡いたしました。

しかしですね、西大芦 7 区にごございます生活向上センターについては、その当時、法定耐用年数に達しておらず、これを譲渡した場合は、補助金の返還が必要となるために見送りました。

その後は、地元の意向もあり、施設を維持してまいりましたけれども、令和元年度末で法定耐用年数を経過したことから、改めて地元と協議を行い、令和 3 年度末で貸し付けを終了しました。

西大芦 7 区生活向上センター、これ白井平地区というところにあるのですけれども、世帯数は現在 1 世帯ということで、地元では今後の利用が見込めないことから、用途を廃止して普通財産とします。

これにより本市が所管する農林業地域生活改善施設がなくなりますので、条例を廃止するものであります。

以上で、議案第 83 号 鹿沼市農林業地域生活改善施設条例の廃止についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 83 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託されている案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

皆さん、1 年間、委員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、ご協力をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

それで、委員長としての職務が遂行できたかなと、自分では思っております。

今後とも、いろいろな面で、ご相談しなくてはならないこともあると思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○橋本副委員長 副委員長の橋本です。

委員長がしっかりしているので、おんぶにだっこで、ほとんど何もしないような感じだったのですけれども、1 年間、スムーズにできたと思います。

本当にありがとうございました。(拍手)

○大貫委員長 これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

(午前11時47分)